

平成27年（ワ）第33号

川内原発稼働等差止仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件

即時抗告申立補充書・その21

—松田式について—

平成28年1月15日

福岡高等裁判所宮崎支部 御中

抗告人ら訴訟代理人

弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

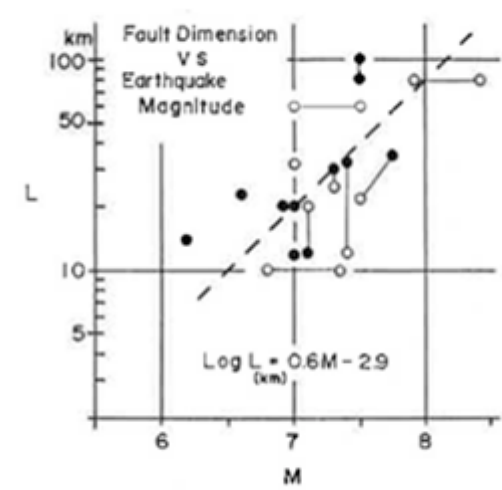
同 後 藤 好 成

同 白 鳥 努
外

裁判所より、松田式を導く根拠などにつき求釈明がなされたところ、抗告人らの主張などは、以下のとおりである。

1 断層の長さから地震の規模(マグニチュード)を導く松田式、即ち、「 $\log L = 0.6M - 2.9$ 」(Lは断層の長さ、Mは地震の規模)について、松田時彦氏は、「活断層から発生する地震の規模と周期について」(甲168)という論文によれば、「歴史地震の地震断層の長さ」とマグニチュードの関係を用いる」、「(2)式のMの係数と常数はFig. 1aからM8の地震では $L = 80 \text{ km}$ 、M7では $L = 20 \text{ km}$ として決めたものである(Fig. 1aの破線に相当)」とされている(甲168・270頁～271頁。なお、文中の「(2)式」というのは、松田式のこと。また、「Fig. 1a」というのは、14の歴史地震のマグニチュード及び断層の長さを図に記載したものであり、これまで抗告人らが繰り返し言及してきた以下の図のことである。)

マグニチュードの算出は誤差が大きい
松田式(断層の長さからマグニチュードの関係式)



すなわち、松田式は、断層の長さから導かれる地震の規模の平均像を、14の歴史地震のデータをもとに、帰納的に導いたものである(このこ

と自体は、抗告人らと被抗告人との間で特に争いはないものと思われる。)

- 2 抗告人らとしては、なにも、松田式は、断層の長さから地震の規模の平均像を求める式として、信用できない旨主張するものではない(ただし、わずか14の歴史地震のデータをもとに導いた式であることから、根拠となる地震の数が限られているということは指摘せざるを得ない。)

すなわち、松田式は、断層の長さから地震の規模の平均像を導く式としては不合理なものとはまではいえないことについても、抗告人らと被抗告人との間で特に争いはないといえよう。

3. しかし、断層の長さから地震の規模の「平均像」を求める松田式をもとに基準地震動を策定している以上、発生する地震の半分は、松田式を超える地震の規模(マグニチュード)となることは必定であり、したがって、松田式をもとに基準地震動を策定しては、基準地震動を超過する地震動が川内原発敷地で生じることは必定であることを、抗告人らとしては主張するものである。

以上